

第 6 8 回 定 時 株 主 総 会 イ ン タ ー ネ ッ ト 開 示 事 項

- (1) 事業報告の「会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項」および「会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」
- (2) 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
- (3) 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

澁谷工業株式会社

上記書類は、法令および定款第 1 5 条の規定に基づき、当社ホームページに掲載することにより、株主の皆様にご提供しております。

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

I. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制」について、取締役会で決議した内容の概要は次のとおりであります。

1. 当社およびグループ各社の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社は、内部統制をはかるために内部統制委員会を設置し、同委員会の下にコンプライアンス委員会を設置している。
 - (2) コンプライアンス委員会は、当社およびグループ各社における法令違反の予防措置、法令違反発生時の対処方法・是正方法について定める。
 - (3) 内部統制・監査室は、継続的内部監査の実施により当社およびグループ各社の職務の執行が適法になされているかどうかを検証する。
 - (4) 当社の取締役会は、内部統制システムの構築運用に努め、必要に応じて適宜見直しをはかり、実効性のあるコンプライアンス体制を確保していく。
 - (5) 当社は、グループコンプライアンスガイドを作成し、当社およびグループ各社の役職員に周知徹底する。
 - (6) 当社およびグループ各社は、その役職員が自社のコンプライアンス担当部門または外部の弁護士および当社の監査役に対して直接通報を行うことができるコンプライアンス通報制度を整備する。
2. 当社およびグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制ならびに当社およびグループ各社の役職員の職務の執行に係る当社への報告に関する体制
当社は、コンプライアンス体制をグループ各社を含め実施するとともに関係会社管理規程の制定や役員等の派遣を通じグループ各社の業務運営の強化・適正化をはかっている。
3. 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - (1) 当社は、法令・社内規程に基づき取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。
 - (2) 当社の取締役および監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
4. 当社およびグループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社は、取締役社長を委員長とし、主要な役員を委員とした当社およびグループ各社のリスク管理を担当するリスク管理体制推進委員会を設置している。
 - (2) 同委員会は、下部組織として、前述した内部統制委員会の他に、技術・情報・災害等を所管するいくつかの委員会を適宜設け、当社およびグループ各社のリスクの予防と、発生時の対処にあたる。
5. 当社およびグループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社は、当社およびグループ各社における職務分掌、指揮命令系統、権限および意思決定その他組織に関する基準を定め、グループ各社にこれに準拠した体制を構築させる。
 - (2) 当社およびグループ各社は、取締役および使用人が共有する期間の数値目標や改善目標を定め、その目標達成と評価の仕組みとして独自の「目標経営管理」制度により、業務の効率化を実現するシステムを構築している。
6. 反社会的勢力に対する基本体制
当社は、市民社会の秩序安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、一切の関係を持たない経営姿勢を基本方針とし、当社およびグループ各社の所管部署が、平素から外部の専門機関と緊密な連携をはかり、毅然とした態度を貫き、反社会的勢力との関係遮断や不当要求拒絶のための体制を整備している。
7. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
当社は、現在監査役の職務を補助すべき使用人を置いていないが、必要に応じて内部監査担当部門が監査役との協議により、監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。
8. 前項の使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査役より監査業務に必要な命令を受けた内部監査担当部門の使用人は、その命令に関して、取締役、内部監査部門長の指揮命令を受けない。
 - (2) 当社は、社内規程において、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨、および当該指揮命令に従わなかった場合には社内処分の対象となる旨明記する。

9. 当社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社の取締役または使用人は、監査役会に対して法定の事項に加え、当社およびグループ各社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況およびその内容を報告する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役との協議により決定する方法によるものとする。

10. グループ各社の取締役・監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

- (1) グループ各社の役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- (2) グループ各社の役職員は、法令等の違反行為等、当社およびグループ各社に重大な影響を及ぼす事項については、これを発見次第または報告を受け次第、直ちに当社の監査役または監査役会に対して報告を行う。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、前項の規定を準用する。

11. 当社の監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないことを確保するための体制

当社は、当社の監査役へ報告を行った当社およびグループ各社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱を行うことを禁止し、その旨を当社およびグループ各社の役職員に周知徹底する。

12. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (2) 監査役会が、独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を監査のために委託することを求めた場合、当社は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

13. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役は、取締役社長、監査法人とそれぞれ意見交換を行っている。更に、取締役会および常務取締役以上の役員で構成される経営会議に出席している。

14. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社は、準拠すべき法令、企業会計原則、社内規程など一般に公正妥当と認められる企業会計に留意し、財務諸表を作成する体制を確保していく。
- (2) 財務諸表の適正性および有効性に関する事項は、取締役社長がこれを確認する。

II. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における取組みにつきましては、「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制」が適切に運用されていることを確認しております。

会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は、以下のとおりであります。

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値・株主共同の利益を中長期的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えている。

当社は、支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えている。また、当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではない。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくない。

当社が、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくためには、①経験やノウハウに基づく高い技術、②独自の経営管理システム、③優秀な人材の確保・育成と企業風土、④取引先等との信頼関係、および⑤健全な財務体質を今後も維持し、発展させていくことが必要不可欠であり、これらが当社株式の大量買付を行う者により中長期的かつ持続的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることになる。

それ故、当社としては、上述の類型を含む当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると思料している。

(2) 基本方針実現のための取組みの具体的な内容の概要

(a) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、企業価値・株主共同の利益の向上に向けて、連結売上高 1,000 億円を達成することを目標としている。

この目標達成のための成長戦略として平成 23 年(2011 年)6 月期より「シブヤ上げ潮戦略」を推進している。

また、コーポレートガバナンスに関する取組みとしては、独立性のある社外取締役 2 名を選任している。また、監査役 5 名のうち 4 名は社外監査役であり、これらの監査役が取締役会等重要な会議に出席し、コーポレートガバナンスの実を挙げている。

なお、独立役員として、上記のうち社外取締役 2 名および社外監査役 2 名を株式会社東京証券取引所等の定めに基づき届け出ている。

(b) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、平成 25 年 8 月 29 日開催の取締役会において、新株予約権と信託の仕組みを利用したライツ・プラン（以下「信託型ライツ・プラン」という。）を更新（再導入）することを決議し、信託型ライツ・プランの一環として、第三回信託型ライツ・プラン新株予約権（以下「本新株予約権」という。）50,000,000 個を平成 25 年 10 月 1 日付で無償で発行し、その全てを三井住友信託銀行株式会社（以下「信託銀行」という。）に割り当てることについて、同年 9 月 26 日開催の第 65 回定時株主総会において承認された。

信託型ライツ・プランは、信託を利用することにより、所定の買収者等の有する当社の株券等の保有割合を希釈化させることのある新株予約権を信託の受託者である信託銀行に対し予め発行し、買収者が出現した時点の当社を除く株主全員がこれを取得できるようにしておくことで、株主のために時間や情報を確保し、また株主のために当社が買収者と交渉すること等が可能となるようにしておく仕組みである。

将来買収者が出現した場合には、信託銀行は、本新株予約権の交付を受けるべき受益者として所定の手続に従って確定される当社を除く株主全員に対して、原則として、その保有する当社株式の数に応じて本新株予約権を交付することになる。信託型ライツ・プランの更新に伴い発行された本新株予約権は、これを行行使すると 1 個当たり当社の普通株式を原則として 1 株取得することができる。本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式 1 株当たりの価額は 1 円としている。

本新株予約権は、原則として、割当日の前後を問わず、一ないし複数の者が、(ア)当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が 20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認める者を含む。）（以下「特定大量保有者」という。）になったことを示す公表がなされた日から 10 日間が経過したとき、または、(イ)公開買付けによって当社が発行者である株券等の買付け等の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して 20%以上となる者（当社取締役会がこれに該当すると認める者を含む。）（以下「特定大量買付者」という。）となる公開買付開始公告を行った日から 10 日間が経過したときに限り、(i)特定大量保有者、(ii)特定大量保有者の共同保有者、(iii)特定大量買付者、(iv)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(v)上記(i)ないし(iv)に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、(vi)上記(i)ないし(v)に該当する者の関連者（以下、上記(i)ないし(vi)に該当する者を「非適格者」と総称する。）のいずれにも該当しない者のみが、これを行行使することができる。なお、当社取締役会は、当社が別途定めた新株予約権細則に従い、当社の株券等の取得または保有をしても当社の企業価値・株主共同の利益に反しない者を特定

大量保有者や特定大量買付者に該当しないと認めて権利発動事由が発生しないようにしたり、また、上記(ア)または(イ)の10日間という期間を延長することにより、権利発動事由発生時点を延期することもできる。

すなわち、本新株予約権の権利発動事由が発生し、本新株予約権が行使可能となったときは、原則として、非適格者等を除く当社の一般の株主は、有利な条件で当社株式を取得することができるようになる一方で、非適格者等は、原則として、他の株主による本新株予約権の行使または当社による本新株予約権の取得の結果、その有する株式持分が希釈化されるという影響を受ける可能性がある。

上記に加え、本新株予約権には、当社が当社株式と引換えに本新株予約権を取得できる旨の取得条項が付されており、当社は、ある者の買収に関し権利発動事由が生じた場合、当該買収に関し、(i)所定の脅威が存しないと認められる場合若しくは脅威が存するものの本新株予約権の行使を認めることが当該脅威との関係で相当でないと認められる場合、または(ii)当社取締役会が提示若しくは賛同する当該買収とは別の代替案が存在し、当該代替案が一定の条件を充足する場合に該当することにより本新株予約権の行使が認められない場合を除き、当社取締役会が別に定める日の到来日をもって、非適格者および信託銀行以外の者の有する本新株予約権のうち未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき1株の当社株式を交付することができるとされている。

当社は、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立性のある当社の社外取締役等のみから構成される特別委員会を設置している。特別委員会が、新株予約権細則に定められた手続に従い、権利発動事由発生時点の延期、買収を提案する者との関係における権利発動事由の不発生その他本新株予約権の行使条件の不充足、本新株予約権の取得等について決定し当社取締役会に対する勧告を行った場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重して、会社法上の機関としての決定を行うものとされている。

なお、本新株予約権の行使期間は、原則として平成25年10月1日から平成28年9月30日までの3年間とされている。

信託型ライツ・プラン導入後であっても、信託型ライツ・プランが発動されていない場合、株主に直接具体的な影響が生じることはない。他方、信託型ライツ・プランの発動時においては、信託銀行から、当社取締役会が別途定める日における当社以外の株主に対して、その保有する当社株式1株につき1個の割合で、新株予約権の交付がなされる。株主が、当社所定の新株予約権行使請求書等を所定の行使請求の受付場所に提出した上、新株予約権の目的たる当社株式1株当たり所定の行使価額に相当する金額を払込取扱場所に払い込んだ場合には、新株予約権1個当たり1株の当社株式が交付されることになる。仮に、株主がこうした金銭の払込その他新株予約権行使に係る手続を経なければ、他の株主による新株予約権の行使により、その保有する株式が希釈化される場合がある（但し、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、株式の希釈化は生じない）。

(3) 具体的取組みに対する当社取締役の判断およびその理由

上記(2)の(a)に記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策であり、まさに当社の基本方針に沿うものである。

また、信託型ライツ・プランは、上記(2)の(b)記載のとおり、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって更新されるものであり、当社の基本方針に沿うものである。特に、信託型ライツ・プランは、株主総会の特別決議を経て更新されるものであること、その内容として合理的な客観的解除要件が設定されていること、独立性の高い社外者によって構成される特別委員会が設置され、権利発動事由発生時点の延期、買収を提案する者との関係における権利発動事由の不発生その他本新株予約権の行使条件の不充足および本新株予約権の取得等に関する決定に際しては必ず特別委員会の判断を経ることが必要とされていること、特別委員会は当社の費用で独立した第三者である専門家を利用することができるとされていること、有効期間が約3年と定められた上、取締役会がいつでも本新株予約権を無償で取得し、信託型ライツ・プランを廃止できるものとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、企業価値・株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではない。

連結株主資本等変動計算書

〔 平成 27 年 7 月 1 日から
平成 28 年 6 月 30 日まで 〕

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	11,392	10,358	21,732	△433	43,049
当期変動額					
剰余金の配当			△553		△553
親会社株主に帰属する 当期純利益			4,354		4,354
自己株式の取得				△0	△0
連結子会社株式の取得に よる持分の増減		△0			△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△0	3,800	△0	3,800
当期末残高	11,392	10,358	25,532	△433	46,849

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	449	0	76	△603	△76	11	42,983
当期変動額							
剰余金の配当							△553
親会社株主に帰属する 当期純利益							4,354
自己株式の取得							△0
連結子会社株式の取得に よる持分の増減							△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△443	△0	△119	△1,208	△1,772	△3	△1,775
当期変動額合計	△443	△0	△119	△1,208	△1,772	△3	2,024
当期末残高	5	－	△43	△1,811	△1,849	7	45,008

連 結 注 記 表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 17 社

会社名

シブヤマシナリー(株)、シブヤ精機(株)、(株)ファブリカトヤマ、シブヤホールディングスコーポレーション、シブヤホップマンコーポレーション、(株)カイジョー、シブヤカイジョー(タイランド)カンパニー・リミテッド、上海楷捷半導體科技有限公司、台湾海上希歩洋股份有限公司、カイジョーシブヤアメリカインコーポレーテッド、シブヤE D I(株)、上海希歩洋工業科技有限公司、(株)ネアガリ、(株)根上シブヤ、(有)ネアコ、(株)沖縄先端加工センター、シブヤコウギョウ(タイランド)カンパニー・リミテッド

(注) 当連結会計年度において、連結子会社の(株)エクセルカイジョーおよび超音波サービス(株)は(株)カイジョーが吸収合併したことにより消滅し、また、連結子会社の(株)メカトロジャパンは清算終了により消滅したため、それぞれ連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数 1 社

会社名

ホップマンプロパティズゼネラルパートナーシップ

3. 会計方針に関する事項

(1) 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および以下の注記の記載金額は、百万円未満の端数を切捨てて表示しております。

(2) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの …… 連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの …… 移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

原材料、貯蔵品 …… 主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

製品、仕掛品 …… 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(3) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 …… 定率法

(リース資産を除く)

なお、平成 10 年 4 月以降に取得した建物、平成 28 年 4 月以降に取得した建物附属設備および構築物、在外連結子会社については、定額法によっております。

② 無形固定資産 …… 定額法

(リース資産を除く)

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(主として 5 年)に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産 …… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金 …… 従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③ 受注損失引当金 …… 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において損失の発生が見込まれ、かつその金額を合理的に見積もることが可能な受注案件について、その損失見込額を計上しております。

④ 製品保証引当金 …… 販売済製品に対する無償補修費用の支出に備えるため、過去の補修実績率等に基づく将来発生見込額を計上しております。

- ⑤ 役員退職慰労引当金 …… 役員退職金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
なお、一部の連結子会社においては、役員退職金の内規を定めていないため計上しておりません。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。
過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として12年）による定額法により費用処理しております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

- ① 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
…………… 工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
② その他の工事…………… 工事完成基準

(7) のれんの償却方法及び償却期間

10年間の均等償却によっております。ただし、重要性のないものについては発生年度に全額償却しております。

(8) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約および通貨オプションについては振当処理を採用しております。

② 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

なお、控除対象外消費税等は、発生連結会計年度の期間費用としております。

会計方針の変更に関する注記

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）および「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更および少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)、連結会計基準第44－5項(4)および事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。また、当連結会計年度末の資本剰余金に与える影響は軽微であります。

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

当社および国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

表示方法の変更に関する注記

（連結損益計算書）

前連結会計年度において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取補償金」は、金額の重要性が増したため、区分掲記することに変更しました。なお、前連結会計年度における「受取補償金」の金額は15百万円であります。

前連結会計年度において、区分掲記しておりました営業外収益の「投資有価証券売却益」は、金額の重要性が乏しくなったため、営業外収益の「その他」に含めて表示することに変更しました。なお、当連結会計年度における「投資有価証券売却益」の金額は0百万円であります。

連結貸借対照表に関する注記

- | | |
|-------------------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 32,778百万円 |
| 2. 有形固定資産の取得価額から直接控除している圧縮記帳額 | 383百万円 |

連結株主資本等変動計算書に関する注記

- | | |
|-----------------------------------|-------------|
| 1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数
普通株式 | 28,149,877株 |
|-----------------------------------|-------------|

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の 種類	配当金の総額	1株当たり の配当額	基準日	効力発生日
平成27年9月25日 定時株主総会	普通株式	276百万円	10円	平成27年6月30日	平成27年9月28日
平成28年2月12日 取締役会	普通株式	276百万円	10円	平成27年12月31日	平成28年3月18日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額	1株当たり の配当額	基準日	効力発生日
平成28年9月28日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	276百万円	10円	平成28年6月30日	平成28年9月29日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業遂行上必要な運転資金および設備資金について、主に銀行等の金融機関からの借入により調達しており、一時的な余資については主に流動性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に当社グループと業務上の関係を有する企業の株式および余裕資金の運用株式等であり、市場価格の変動リスク等に晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であり、外貨建債務は為替の変動リスクに晒されております。

借入金、社債およびファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に運転資金や設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後8年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、主に外貨建債権・債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行などに係るリスク）の管理

営業債権については、債権管理規程に基づき、主要な取引先の状況を定期的に調査し、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を信用度の高い国内の銀行に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての営業債権・債務については、為替の変動リスクに対し、必要に応じて先物為替予約および通貨オプションを利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、実需に基づき、外貨額と受渡時期が確定した場合に限り各所管部門の依頼により、社内規定に基づく決裁を受けた後、経理本部が執行し、その結果を所管部門に報告することにより相互に確認を行っております。

- ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
各部署からの報告に基づき資金部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません（（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	18,300	18,300	—
(2) 受取手形及び売掛金	29,898	29,898	—
(3) 投資有価証券	2,973	2,973	—
資産計	51,172	51,172	—
(4) 支払手形及び買掛金	22,986	22,986	—
(5) 短期借入金	2,526	2,526	—
(6) 長期借入金	8,941	9,070	129
負債計	34,454	34,583	129

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金、ならびに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

- (4) 支払手形及び買掛金、ならびに(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額119百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,626円38銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 157円37銭 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

〔平成27年7月1日から
平成28年6月30日まで〕

(単位：百万円)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金						
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金					利益 剰余金 合計
						配当準備 積立金	固定資産 圧縮 積立金	特別償却 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	11, 392	9, 842	515	10, 358	662	1, 600	1, 242	49	2, 500	13, 055	19, 109
当期変動額											
固定資産圧縮積立金の取崩							△15			15	-
特別償却準備金の取崩								△10		10	-
剰余金の配当										△553	△553
当期純利益										3, 806	3, 806
自己株式の取得											
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）											
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	△15	△10	-	3, 278	3, 253
当期末残高	11, 392	9, 842	515	10, 358	662	1, 600	1, 227	39	2, 500	16, 333	22, 362

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△433	40,426	437	0	437	40,864
当期変動額						
固定資産圧縮積立金の取崩		-				-
特別償却準備金の取崩		-				-
剰余金の配当		△553				△553
当期純利益		3,806				3,806
自己株式の取得	△0	△0				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△428	△0	△429	△429
当期変動額合計	△0	3,252	△428	△0	△429	2,822
当期末残高	△433	43,679	8	-	8	43,687

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および以下の注記の記載金額は、百万円未満の端数を切捨てて表示しております。
2. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券
 - 子会社株式及び関連会社株式 …… 移動平均法による原価法
 - 其他有価証券
 - 時価のあるもの …………… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 時価のないもの …………… 移動平均法による原価法
 - (2) デリバティブ
 - 時価法
 - (3) たな卸資産
 - 原材料、貯蔵品 …………… 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - 製品、仕掛品 …………… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産 …………… 定率法
 （リース資産を除く）
 なお、平成10年4月以降に取得した建物、平成28年4月以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法によっており、また取得価額10万円以上20万円未満の減価償却資産については、3年間で均等償却する方法によっております。
 - (2) 無形固定資産 …………… 定額法
 （リース資産を除く）
 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
 - (3) リース資産 …………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
4. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金 …………… 従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
 - (3) 受注損失引当金 …………… 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において損失の発生が見込まれ、かつその金額を合理的に見積もることが可能な受注案件について、その損失見込額を計上しております。
 - (4) 退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により費用処理しております。
 - (5) 役員退職慰労引当金 …………… 役員退職金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

- (1) 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
..... 工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
- (2) その他の工事 工事完成基準

6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の処理

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約及び通貨オプションについては振当処理によっております。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

なお、控除対象外消費税等は、発生事業年度の期間費用としております。

会計方針の変更に関する注記

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）および「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度より適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)および事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる当事業年度の損益に与える影響はありません。

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

表示方法の変更に関する注記

（貸借対照表）

前事業年度において、投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりました「長期貸付金」は、金額の重要性が増したため、区分掲記することに変更しました。なお、前事業年度における「長期貸付金」の金額は6百万円であります。

（損益計算書）

前事業年度において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取補償金」は、金額の重要性が増したため、区分掲記することに変更しました。なお、前事業年度における「受取補償金」の金額は15百万円であります。

前事業年度において、区分掲記しておりました営業外収益の「投資有価証券売却益」は、金額の重要性が乏しくなったため、営業外収益の「その他」に含めて表示することに変更しました。なお、当事業年度における「投資有価証券売却益」は0百万円であります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	21,092百万円
2. 有形固定資産の取得価額から直接控除している圧縮記帳額	383
3. 保証債務	
(1) 金融機関からの借入に対する保証債務	425
(2) 売掛債権一括信託に係る債務に対する保証債務	680
4. 関係会社に対する金銭債権・債務	
短期金銭債権	4,897
長期金銭債権	1,950
短期金銭債務	5,561

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	1,215百万円
仕入高	9,173
その他の営業取引高	425
営業取引以外の取引による取引高	
受取配当金	776
その他の営業取引以外の取引高	152

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数	
普通株式	480,819株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

(繰延税金資産)		
たな卸資産評価損		146百万円
施設利用権評価損		30
投資有価証券評価損		41
関係会社株式評価損		482
未払費用		65
未払事業税金		63
賞与引当金		57
貸倒引当金		153
退職給付引当金		1,096
役員退職慰労引当金		75
その他		65
繰延税金資産小計		2,277
評価性引当額		△802
繰延税金資産合計		1,475
(繰延税金負債)		
前払年金費用		△1,079
固定資産圧縮積立金		△537
その他		△42
繰延税金負債合計		△1,660
繰延税金資産(△は負債)の純額		△185

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、車輛および電子計算機その他事務用機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	シブヤマシナリー(株)	金沢市	450	パッケージングプラント製品および洗浄設備製品の製造販売	所有 直接 100.0%	当社製品の販売および同社製品の購入 役員の兼任	製品の購入およびF Aエンジニアリングの受入(注)1.	6,234	買掛金	4,025
							資金の貸付(注)2.	900	短期貸付金	900
							利息の受取(注)2.	2	その他の流動資産	1
子会社	(株)ファブリカトヤマ	南砺市	450	パッケージングプラント製品の製造販売	所有 直接 100.0%	同社製品の購入 役員の兼任	資金の貸付(注)3.	2,300	短期貸付金	350
							利息の受取(注)3.	4	長期貸付金	1,950
子会社	(株)カイジョー	羽村市	90	超音波応用機器の製造販売	所有 直接 98.7%	当社製品の組立 役員の兼任	資金の貸付(注)4.	2,200	短期貸付金	2,200
							利息の受取(注)4.	34	—	—
役員	安宅 建樹	—	—	当社 監査役 (株)北國銀行 取締役頭取	—	資金の借入	資金の借入(注)5	2,100	短期借入金	1,075
							資金の返済	927	長期借入金	3,668
							利息の支払(注)5.	37	前払費用	0
									未払費用	2

取引条件およびその決定方針等

(注) 1. シブヤマシナリー(株)からの製品の購入およびF Aエンジニアリングの受入については、一般取引先の条件を勘案して決定しております。

2. シブヤマシナリー(株)への資金の貸付に係る利息の受取については、市場金利を勘案して利率を決定しております。なお、資金の貸付における取引金額は、貸付金額を記載しております。

3. (株)ファブリカトヤマへの資金の貸付に係る利息の受取については、市場金利を勘案して利率を決定しております。なお、資金の貸付における取引金額は、貸付金額を記載しております。

4. (株)カイジョーへの資金の貸付に係る利息の受取については、市場金利を勘案して利率を決定しております。なお、資金の貸付における取引金額は、貸付金額を記載しております。

5. 監査役 安宅建樹が代表権を有する第三者（(株)北國銀行）との取引であり、資金の借入および利息の支払については、市場金利を勘案して利率を決定しております。

1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,578円93銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 137円58銭 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。